

## 公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市民生活の安全と公共の福祉の増進を図るため、公益財団法人千葉市防災普及公社の運営に要する経費に対し、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象経費等)

第2条 この補助金の補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を得ること。
- (2) 遂行計画の変更（事業計画のうち、年度当初にその年度の実施回数が定まっている事業の変更に限る。ただし、災害等によるやむを得ない計画の変更を除く。）をする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 経費の配分の変更（1件の変更額が補助基準額の総額に200分の1を乗じて得た額未満の変更を除く。この場合において、その年度内の変更額の総額は補助基準額の総額に100分の1を乗じて得た額未満とする。）をする場合は、市長の承認を得ること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (5) その他市長が必要と認める事項。

(交付決定通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更交付の申請等)

第6条 第4条第1号及び第2号の規定による承認を受けようとするときは、

公益財団法人千葉市防災普及公社運営事業・遂行計画変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、変更の内容を調査し、公益財団法人千葉市防災普及公社運営事業・遂行計画変更承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 第4条第3号の規定による承認を受けようとするときは、公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金経費配分変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、変更の内容を調査し、公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金経費配分変更承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

5 補助金の変更交付の申請をしようとするときは、公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金変更交付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

6 市長は前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

7 第4条第4号の規定による承認を受けようとするときは、公益財団法人千葉市防災普及公社運営事業中止・廃止承認申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第12条の規定により補助金の実績を報告しようとするときは、公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金実績報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定通知）

第8条 規則第13条の規定による通知は、公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金額確定通知書（様式第11号）によるものとする。

（交付の請求）

第9条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の

交付の請求をしようとするときは、公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金一括（分割）事前請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第10条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金交付決定取消通知書（様式第14号）によるものとする。

（返還命令）

第11条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金返還命令書（様式第15号）によるものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金の交付に関し必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

## 別表

区分	補助対象経費	補助基準額	補助率
役員 職員 人件 費	役員報酬 諸手当 法定福利費 給料 賃金 退職給与引当預金支出	左に掲げる経費で、事業収入、繰入金収入及び退職給与引当預金取崩収入等の特定財源充当額を除いた額	10 / 10
一般 管 理 費	福利厚生費 会議費 食糧費 旅費交通費 通信運搬費 消耗品費 消耗什器備品費 修繕料 印刷製本費 燃料費 使用料及び賃借料 手数料 保険料 公租公課費 負担金 委託料 交際費 広告料 光熱水費		

様式第 1 号

公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

団体名

代表者

印

年度公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金の交付を受けたいので、公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金交付要綱第 3 条の規定により次のとおり申請します。

補助事業の目的及び内容	
補助事業の効果	
交付を受けようとする補助金の額	円
交付を受けたい時期	年 月 日
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 補助金資金計画内訳書 4 その他

## 公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金交付決定通知書

様

年 月 日付申請のあった 年度公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金について、次のとおり交付決定したので、公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉県長

印

補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。</li><li>2 遂行計画の変更（事業計画のうち、年度当初にその年度の実施回数が定まっている事業の変更に限る。ただし、災害等によるやむを得ない計画の変更を除く。）をする場合は、市長の承認を得ること。</li><li>3 経費の配分の変更（1 件の変更額が補助基準額の総額に 200 分の 1 を乗じて得た額未満の変更を除く。この場合において、その年度内の変更額の総額は補助基準額の総額に 100 分の 1 を乗じて得た額未満とする。）をする場合は、市長の承認を得ること。</li><li>4 補助事業を中止し、又は廃止する場合には市長の承認を受けること。</li><li>5 千葉県補助金等交付規則及び公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金交付要綱を遵守すること。</li></ol>

様式第3号

公益財団法人千葉市防災普及公社運営事業・遂行計画  
変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付 千葉市指令総第 号で補助金の交付決定  
のあった 年度公益財団法人千葉市防災普及公社運営事業・遂行計画を  
次のとおり変更したいので、承認されますよう公益財団法人千葉市防災普及公  
社運営補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助事業・遂行計画 の内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
補 助 事 業 変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	
添 付 書 類		

公益財団法人千葉市防災普及公社運営事業・遂行計画  
変更承認通知書

様

年 月 日付申請のあった 年度公益財団法人千葉市防災普及公社運営事業・遂行計画の変更について、次のとおり承認したので、公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助事業・遂行計画 の内容	変 更 前	
	変 更 後	
備 考		



様式第 5 号

公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金経費配分変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付 千葉県指令総第 号により交付決定のあった  
公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金について、経費の配分を変更した  
いので、承認されますよう公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金交付要  
綱第 6 条第 3 項の規定により、次のとおり申請します。

変 更 日		年 月 日
経 費 の 配 分 変 更 内 容	払出科目・金額	円
	受入科目・金額	円
添 付 書 類		

公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金経費配分変更承認通知書

様

年 月 日付申請のあった 年度公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金の経費の配分変更について、次のとおり承認したので、公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金交付要綱第 6 条第 4 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

経費の配分 変更内容	払出科目・金額	円
	受入科目・金額	円
備	考	

様式第7号

公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付 千葉県指令総第 号により交付決定のあった  
公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金について、交付決定を変更したい  
ので、公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金交付要綱第6条第5項の規  
定により、次のとおり申請します。

補助金既交付決定額	円
変更後補助金交付決定額	円
差 引 所 要 額	円
添 付 書 類	

## 公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金変更交付決定通知書

様

年 月 日付申請のあった 年度公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金について、次のとおり交付決定したので、公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金交付要綱第 6 条第 6 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉県長

印

変更前補助金交付決定額	円
変更後補助金交付決定額	円
差 引 額	円
変更後補助金交付予定日	年 月 日
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を得ること。</li><li>2 遂行計画の変更（事業計画のうち、年度当初にその年度の実施回数が定まっている事業の変更に限る。ただし、災害等によるやむを得ない計画の変更を除く。）をする場合は、市長の承認を得ること。</li><li>3 経費の配分の変更（1 件の変更額が補助基準額の総額に 200 分の 1 を乗じて得た額未満の変更を除く。この場合において、その年度内の変更額の総額は補助基準額の総額に 100 分の 1 を乗じて得た額未満とする。）をする場合は、市長の承認を得ること。</li><li>4 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</li><li>5 千葉県補助金等交付規則及び公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金交付要綱を遵守すること。</li></ol>

様式第9号

公益財団法人千葉県防災普及公社運営事業中止・廃止承認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付 千葉県指令総第 号で補助金の交付決定のあった 年度公益財団法人千葉県防災普及公社運営事業を次のとおり中止・廃止したいので、承認されますよう公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金交付要綱第6条第7項の規定により、次のとおり申請します。

中止・廃止の理由	
中止・廃止予定年月日	年 月 日
添付書類	1 補助事業の経過及び成果を証する書類等 2 その他

様式第10号

公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付 千葉県指令総第 号により補助金の交付  
決定のあった 年度公益財団法人千葉県防災普及公社運営事業の実績に  
ついて、公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金交付要綱第7条の規定に  
より、次のとおり報告します。

補助金の交付決定額	円
補助金の交付年月日	年 月 日
補助事業の経費精算額	円
添 付 書 類	1 収支決算書 2 事業報告書 3 補助金資金執行内訳書 4 その他

公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金額確定通知書

様

年 月 日付公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金実績報告書により、年度公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金額を次のとおり確定したので、公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助金の戻入額	円
補助金の確定額	円
備 考	

様式第 1 2 号

公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付 千葉市指令総第 号により補助金の交付決定のあった 年度公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金の交付について、公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり請求します。

補 助 金 の 決 定 額	円
補 助 金 の 交 付 請 求 額	円
交 付 希 望 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金交付決定通知書の写し



様式第13号

公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金一括（分割）事前請求書

年 月 日

（あて先）千葉市長

補助事業者

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付 千葉県指令総第 号により補助金の交付決定のあった 年度公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
今回の交付請求額	円
添付書類	公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金交付決定通知書の写し

公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金交付決定取消通知書

様

年 月 日付 千葉市指令総第 号により通知した  
年度公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金交付決定の全部（一部）を次  
のとおり取り消したので、公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金交付要  
綱第 1 0 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	

## 公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金返還命令書

様

公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金交付要綱第11条の規定により、  
次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返 還 期 限	年 月 日
返 還 を 命 ず る 理 由	千葉市補助金等交付規則第18条第2項によるもの
返 還 方 法	納付書払い